

日田市景観計画一部改訂（案）について（概要）

小鹿田焼の里景観形成重点地区に係る 届出対象行為及び景観形成基準の変更について

1. 改訂内容

日田市景観計画で定められた景観形成重点地区のうち小鹿田焼の里地区に係る「景観形成重点地区における届出対象行為」の一部及び「小鹿田焼の里景観形成基準」の全部を変更するものです。

2. 理由

景観法に基づく日田市景観計画で定められた景観形成重点地区のうち「小鹿田焼の里地区」においては、文化財保護法に基づく「重要文化的景観 小鹿田焼の里」として選定を受けた地区もあるが、この文化的景観を後世に継承するため、住民の暮らしと生業の妨げとなっている届出対象行為及び景観形成基準を緩和するにあたり、所要の措置を講ずるものです。

3. 内容

第5章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

5-2 (2) 景観形成重点地区における行為の制限

■景観計画に基づく届出対象行為一覧

(小鹿田焼の里景観形成重点地区に係る)

5-3 景観形成重点地区における景観形成基準

■良好な景観の形成のための行為の制限

(小鹿田焼の里景観形成重点地区に係る)

4. 策定予定期

令和8年3月下旬